

第15回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和7年9月25日（木）午後1時30分から南越前町役場別館2階第1会議室において、第15回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 現況証明申請について

<報告事項>

報告第1号 農地改良届について

報告第2号 専決処分の承認について

(農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について（8月利用権）

報告第3号 専決処分の承認について

(農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について（9月利用権）

その他

シートベルトの着用義務化について

研修会等について

| 出席委員 10名 | | 欠席委員 0名 | |
|----------|-------|---------|----|
| 委員番号 | 氏名 | 委員番号 | 氏名 |
| 1 | 加藤 幹雄 | 1 | |
| 2 | 今村 晃一 | 2 | |
| 3 | 山内 正美 | 3 | |
| 4 | 井上 典宣 | 4 | |
| 5 | 井上 昇 | 5 | |
| 6 | 堀井 武司 | 6 | |
| 7 | 石山 清孝 | 7 | |
| 8 | 井上 重治 | 8 | |
| 9 | 小不動勝史 | 9 | |
| 10 | 神戸 一喜 | 10 | |
| 事務局長 | 石渡 貴教 | | |
| 書記 | 奥谷 恵美 | | |

議事録署名委員

7番 石山 清孝

8番 井上 重治

| | |
|-------------------------------------|---|
| 【開会】 午後1時30分 | |
| 事務局長 | <p>それでは、ただ今から第15回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、山内会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> |
| 【会長あいさつ】 | |
| 山内会長 ※以下議長 | あいさつ |
| 【議事録署名委員の指名】 | |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、5番 石山清孝委員と6番 井上重治委員にお願いいたしたいと思います。次回、総会開催日に議事録への署名・押印をお願いいたします。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則によりまして、これ以降の議事進行を山内会長お願いいたします。</p> |
| 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】 | |
| 議長 | <p>本日の総会に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、事務局よりご説明いたします。</p> <p>今回農地法第3条の規定による許可申請は2件です。</p> <p>議案書は、1ページ番号①をご覧ください。</p> <p>譲渡人は大阪府にお住まいの●●さんで、譲受人は瀬戸にお住いの●●さんです。申請地は瀬戸●●の現況は田 面積1,305㎡です。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の1ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。資料2ページは現地確認の様子です。所有者は遠方にお住まいで管理が出来ないため無償で譲受人への譲渡を希望されています。</p> <p>農地法第3条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料3ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>続いて、議案書は、1ページ番号②をご覧ください。</p> <p>譲渡人はアメリカにお住まいの●●さんで、譲受人は奥野々にお住いの●●さんです。申請地は奥野々●●の2筆、現況は畑 面積145㎡と946㎡です。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の4ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。資料5ページは現地確認の様子です。所有者は国外にお住まいで管理が出来ないため譲受人への売買を希望されています。</p> <p>農地法第3条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料6ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| 議長 | ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を小不動委員さん、お願いします。 |
| 小不動委員 | はい、報告いたします。 9月18日に加藤委員と神戸委員、事務局長、事務局、私の5人で現地確認を行ってまいりました。1件目の瀬戸の農地は田として現在は水稻作付をされており、引き続き耕作することを希望されています。2件目の奥野々の農地は畑として利用されており、現在は3人の方がその農地で野菜や花を育てておられて、所有権移転後も引き続き畑の利用を希望されており、許可するうえで、問題ないと判断できます。 |
| 議長 | ありがとうございます。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。 無いようでございますので、お諮りします。 議案第1号に対し、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第1号は決定いたします。 |
| 【議案第2号 現況証明申請について】 | |
| 議長 | 次に、議案第2号「現況証明申請について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。 |
| 事務局 | はい、ご説明いたします。 今回現況証明申請は3件です。 議案書は、2ページご覧ください。 ①と②は関連しますので、一緒にご説明いたします。申請人は瀬戸にお住いの●●さんと●●さんで、登記所有者は先ほどの農地法第3条許可と同じく大阪府にお住いの●●さんです。申請地は瀬戸●● 他6筆、面積は合計2168.86㎡で、登記地目は田、現況は非農地でございます。 位置につきましては、資料の7ページと8ページをご覧ください。枠で囲ってある箇所が申請地でございます。9ページと10ページの写真は現地確認の様子です。いずれも●●さんがご自身の土地を譲り渡したいというもので、9ページの●●さんについては、お父さんが平成3年8月2日に当時の所有者だった●●さんと土地売買契約を交わし管理を行っていましたが、法務局への登記登録がなされず、現況に合った地目に変更するための申請です。10ページの●●さんについては、今後●●さんが土地の管理をしていくうえで、現況に合った地目に変更するための申請です。 次に、議案書の2ページの③についてですが、申請人の●●が北陸新幹線建設事業に基づき、平成28年6月23日に当該用地を買収したものであり、既に農地ではなくなったが、整備計画の変更により利用の予定がなくなったことによる売買を行うこととなり、登記地目は農地のため現況証明書が必要となったことによる申請です。位置につきましては、資料の11ページをご覧ください。枠で囲ってある箇所が申請地でございます。12ページの写真は現地確認の様子です。 ここで、現況証明での「農地であるかを定める基準」についてご説明いたします。 資料13ページをご覧ください。最近、「管理が出来ないから譲り渡したいけど、登記地目と現況地目が異なるためどうしたらいいか」という問い合わせを受けます。登記地目が農地で、現況地目も農地であれば農地法第3条で所有権移転ができますが、現況が山林や |

| | |
|-----------------------------|--|
| | <p>雑種地などとなって耕作が出来る状態でない場合は、現況証明申請による非農地であることの証明を農業委員会から出して、登記地目を変更するようお伝えしています。14 ページは「福井県農地関係事務処理要領」からの抜粋です。基本は「3 現況証明の交付の基準」に記載のある項目に該当するかどうかです。15 ページは「農地であるかを定める基準」についてです。マーカー部分の「通常の田畑以外のものについては、肥培管理を施しているかどうかを標準として農地かどうかを決めるのが妥当である」とありますので参考としてください。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>私から質問してよろしいですか。</p> <p>③は何故申請が必要なのでしょう？</p> |
| 事務局 | <p>県に確認しましたところ、「鉄道運輸機構が行う農地転用は、農地法第5条第1項第7号、農地法施行規則第53条第9号により転用許可を受けることなく行うことが可能です。農地法4条の場合も同様です。（農地法第4条第1項第8号、農地法施行規則第29条第10号）そのため、同機構が行う地目変更登記は、転用許可書や現況証明書等の書類の添付をすることなく現況写真の添付で十分登記できると思う。新幹線事業の計画変更かなにかでいったん事業用地として取得したが不要となったということか？もともと事業用地として必要ない農地を取得したということであれば施行規則第53条第9号の適用はないので、別の意味で問題となる」とのことで、申請者に問い合わせたところ、「計画変更によるもの」でした。また、法務局へも地目変更について問合せたところ、農業委員会の非農地証明が必要ということでしたので、今回の申請に至りました。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第2号に対し、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり承認いたします。</p> |
| 【議案第3号 農地の地目変更届について】 | |
| 議長 | <p>次に、議案第3号「農地の地目変更届について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>はい、ご説明いたします。</p> <p>今回、農地の地目変更届についてご説明します。</p> <p>議案書は3ページをご覧ください。</p> <p>申請人は、燧にお住いの●●です。申請地は、●●の田、面積は、310㎡と19㎡です。</p> <p>位置につきましては、資料10ページをご覧ください。赤矢印で示している箇所が申請地です。11ページの写真は現地の様子です。</p> <p>申請理由は、畑として利用したいということで、地目も畑としたいというものです。</p> <p>以上です。事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を石山委員さん</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>お願いします。</p> |
| 石山委員 | <p>はい、報告いたします。申請地は、現地の状況からみましても、草刈りの管理をしているだけの状態であり、畑として利用するのであれば、地目変更にあたっては問題ないと判断いたします。以上ですよろしくお願いたします。</p> |
| 議長 | <p>他にご質問が無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第3号について、地目変更の認定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p> |
| <p>【議案第4号 現況証明申請について】</p> | |
| 議長 | <p>次に、議案第4号「現況証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>はい、ご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページをご覧ください。</p> <p>申請人は具谷にお住いの●●さんで、申請地は●●で、登記地目は田、現況は山林原野の非農地でございます。</p> <p>資料の12ページに位置図、13ページに農地でなくなった経緯、14ページに公図を付けてございます。本来なら農業委員の皆様と現地確認すべきでしたが、位置の特定に時間がかかり、資料での判断とさせていただこうと思います。</p> <p>まず資料14ページの法務局で交付する公図ではピンクマークの箇所が●●となっておりますが、次の15ページでは森林簿の資料をお付けしたのですが、南北が公図と逆で、隣接する地番を見ても、公図とは南北が逆であり、申請の添付資料から勘案し、森林簿が正しいものとして、16ページには申請書に添付された現地写真をお付けいたしました。</p> <p>いつ頃からこの状態になったのかは不明とのことですが、現況に合った地目に変更するための申請です。以上で、説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案4号は原案のとおり決定いたしました。</p> |
| <p>【議案第5号 南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について】</p> | |
| 議長 | <p>次に、議案第5号「南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>はい、ご説明いたします。</p> <p>資料は、17ページをご覧ください。町では農業振興地域の整備に関する法律に基づいて策定した農業振興地域整備計画の中で、優良農地として守る必要のある農地を農業振興地域内の農用地としています。この農用地に指定されている土地に住宅等を建設するときには農用地区域からの除外のための農業振興地域整備計画の変更をしなければいけません。資料18ページをご覧ください。農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限りすることができとなっております。その要件とは矢印下の囲ってあるところをご覧くださいまして、</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>1. 計画内容に必要性かつ適当性があり、農用地区域外に代替すべき土地がないこと</p> <p>2. 地域計画の達成に支障がないこと</p> <p>3. 農用地の集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的な土地利用に支障がないこと</p> <p>4. 担い手に対する農用地の利用の集積に支障がないこと</p> <p>5. 土地改良施設の有する機能に支障がないこと</p> <p>6. 土地基盤整備事業の完了後8年以上を経過しているものであること。</p> <p>以上の要件をクリアしなければ、基本的には除外は認められておりません。</p> <p>では、申請の内容について説明をさせていただきます。議案書5ページをご覧ください。変更箇所は●●田、面積434㎡で、所有者は下牧谷にお住いの●●さんで、事業者は、●●さん、●●さんです。除外する目的は、●●と同居する●●さん●●さんご夫婦の農業後継者住宅建築をすることです。位置につきましては資料19ページをご覧ください。黄色枠の箇所が当該農地であり、北側にある住宅が現在居住されているご自宅となります。資料の20ページから22ページは配置図や住宅の平面図等です。</p> <p>除外申請につきましては、先ほどの除外の要件を全てクリアしました。</p> <p>今回、農業委員会の意見聴取についても要件の一つとなっていることから、本日の農業委員会において意見を求めるものでございます。また、現在、農業委員会のほか丹南農林総合事務所、越前たけふ農業協同組合にも意見照会中であります。</p> <p>今後の流れですが、農業委員会と関係機関の意見書をつけて、県に正式に事前調整の申し出を行う予定です。県の同意を得ることができましたら30日間の農業振興地域整備計画の公告縦覧、最後に15日間の異議申出期間が終了しましたら、除外が完了し、それから後に農地転用の手続きをすることになります。このまま順調に進みましたら、こちらの農地転用は11月に出てくる予定となっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>無いようでございますので、採決に移りたいと思いますが、それでは、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。</p> |
| 【報告第1号 農地改良届について から第3号 専決処分の承認について】 | |
| 議長 | <p>次に、報告事項につきまして、報告第1号から第3号までを一括して議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>まず報告第1号の農地改良届についてですが、農地の保全もしくは利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為です。具体的には、農地の埋め立てをして、田から畑に転換したり、農地の排水機能や土質を改善するため、上質の土を入れて改良することを行い、3条4条5条のように許認可の手続きではなく、農業委員会に届け出てもらうものです。</p> <p>では、議案書3ページをご覧ください。</p> <p>届出人は牧谷にお住いの●●さんで、申請地は上野●●の2筆の田、合計面積3,810㎡です。●●さんの農地を、●●により農事指導を目的とした体験農園として使用予定があり、農園開設に向けて畑地とするため盛り土の整備による農地改良届を提出されたので、報告するというものです。</p> |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>資料の 16 ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。17 ページの写真は現地確認の様子です。18 ページ以降は事業計画の概要と利用計画図でございます。</p> <p>次に議案書の 4 ページをご覧ください。報告第 2 号についてご説明いたします。南越前町長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画 再貸付(案) の作成等に係る意見決定を求められており、会長による専決処分といたしましたので、その結果をご報告いたします。</p> <p>次に資料の 20 ページをご覧ください。利用権の再貸付を設定する農地は合計 1 筆、2,975 ㎡で、借り手の耕作者は 1 名の方と中間管理機構が契約をするというものです。利用権設定日は令和 7 年 9 月 1 日です。資料の 21 ページは契約に関する詳細な情報になります。</p> <p>続きまして報告第 3 号についてご説明いたします。南越前町長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画 (案) の作成等に係る意見決定を求められており、会長による専決処分といたしましたので、その結果をご報告いたします。</p> <p>次に資料の 22 ページをご覧ください。今回は利用権設定日が令和 8 年 1 月 1 日から始まるものと、下の段の令和 8 年 3 月 31 日から始まるものの 2 種類があります。一部新規の利用権設定もございますが、いずれも 10 年前に中間管理事業を通じて利用権設定がされたものの更新による促進計画です。利用権設定する農地は 1 月開始が合計 404 筆、672,142 ㎡で、貸し手の地権者は 129 名、借り手の耕作者は 24 名の方と中間管理機構が契約をするというものです。下段は 3 月開始で合計 37 筆、59,430 ㎡で、貸し手の地権者は 13 名、借り手の耕作者は 10 名の方と中間管理機構が契約をするというものです。契約期間は 10 年です。資料の 23 ページ以降は契約に関する詳細な情報になります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>はい。ありがとうございました。この件について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、報告第 1 号から報告第 3 号は承認されました。</p> |
| 【その他 について】 | |
| 議長 | <p>続きまして、その他に移ります。それでは、事務局の説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>はい。事務局から 2 点お願いとお知らせをさせていただきます。</p> <p>1 点目、「シートベルトの着用義務化について」、お手元に資料 1 としてチラシをお配りいたしました。先般、道路運送車両の保安基準が改正され、令和 9 年 1 月 1 日以降に製造された乗用型トラクターで道路走行する際、運転手はシートベルトの着用が義務となります。ぜひ、普段の圃場の見回り活動の際に、農業者の皆様への情報提供として周知いただきますようお願いいたします。</p> <p>次に 2 点目、10 月 16 日(木)の午後 1 時半から越前町生涯学習センターにて丹南地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が開催されます。会場までの乗り合せ用に公用車を準備しておりますので、出席が可能な方はご連絡をお願いいたします。</p> <p>また、福井県農業委員会大会が 11 月 6 日(木)に福井県生活学習館(ユウ・アイふくい)にて開催される予定です。お手元に案内文を置かせていただきましたので、10 月 14(火)日までにご参加下さる方はご連絡をお願いいたします。こちらも、役場から公用車でまわって行こうと思っておりますので、ぜひご出席いただきますようよろしくお願いいたします。</p> |

| | |
|-------------------------|--|
| | 以上で説明を終わります。 |
| 議長 | ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。 |
| 【次回農業委員会開催日について】 | |
| 事務局長 | <p>次回農業委員会の日程でございますが、事務局案といたしましては、11月25日（火）午後1時30分からと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>（意見なし）</p> <p>それでは、次回は11月25日（火）午後1時30分から、この部屋、役場別館第1会議室で開催させていただきたいと思っております。次回の開催通知、農地の現地調査の日程については、改めて通知をさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、第15回南越前町農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>閉会にあたりまして、小不動産会長職務代理人よりご挨拶をお願いします。</p> |
| 小不動産会長職務代理人 | 本日はありがとうございました。 |
| 【閉会】 午後2時00分 | |